# 郡山市報道資料

# - Press Release -

## 生活支援体制整備事業に係る消費税取扱いの誤りについて

2024年3月27日 郡山市保健福祉部 地域包括ケア推進課 課長 青柳 光信

TEL: 924-3568

介護保険法に基づく地域支援事業である「生活支援体制整備事業」の業務委託において、消費税法第6条の規定に基づき非課税とすべきところ、誤って消費税を含めた金額で事業者と契約を締結し、本市が消費税分を過払いしていたことが判明いたしました。

#### 1 経緯

- ・2015 (H27) 年4月 介護保険法改正により地域支援事業に「生活支援体制整備事業」が 追加
- ・2017 (H29) 年4月 本市において本事業を業務委託により開始(受託者:1事業者)
- ・2024(R6)年2月 消費税の取扱いについて各事業内容を確認していたところ、課税誤 りの疑義がある契約(本事業)を発見
- ・2024(R6)年3月 税務署等関係各所への相談を踏まえ、課税誤りであることを確認し、 受託事業者と協議の上、過払い分の返納手続きを開始
- 2 過払い金額(消費税分)2017(H29)~2023(R5)年度分(7か年度) 25,449,500円
- 3 課税誤りの原因 事業開始にあたり、国の非課税告示について確認が不足していた。

### 4 対応

本市が受託事業者(1事業者)へ過払いしていた 25,449,500 円(消費税分)については、 当該事業者と協議の上、速やかに返納の手続きを進めます。

#### 【生活支援体制整備事業】

介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号に基づく事業。高齢者の単身世帯や高齢者のみ世帯、認知 症高齢者の増加を受け、町内会、民生委員等地域の団体同士の話し合いの場である「協議体」が「生 活支援コーディネーター」の支援を受けながら、互助の取り組みにより多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加を一体的に図っていく事業。